

新篠津村の笑顔あふれるまちづくりの実現に向けた連携協定書

新篠津村（以下「甲」という。）と株式会社レバンガ北海道（以下「乙」という。）は、甲の将来像である「豊かな田園に囲まれた 笑顔あふれるまち・新しのつ」の実現に向け、それぞれが有する資源を有効活用し、相互に連携・協力を行うものとして、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互に連携・協力を強化しながら、「誰もが健やかに暮らし、心がかよいいあい、住んで良かったと感じるまちづくり」を推進し、地域の魅力向上および地域活性化を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲および乙は、次の各号に掲げる事項について、連携・協力を推進するべき課題に関する情報・意見交換を実施し、相互に合意した具体的な事業について協働で取り組む。

- (1) 子どもの健全育成およびスポーツ振興に関する事項
- (2) スポーツを活用した健康増進および福祉向上に関する事項
- (3) 新篠津村の魅力発信・観光振興に関する事項
- (4) スポーツを通じた地域コミュニティの活性化に関する事項
- (5) 地域経済の活性化に関する事項
- (6) その他必要と認められる連携・協力に関する事項

（協定期間）

第3条 本協定の期間は、本協定の締結日から起算して1年間とし、期間満了の1月前までに、甲および乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

（秘密の保持）

第4条 本協定に基づく取組にて知り得た相手方の秘密については、本協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、本協定に基づく取組みに関係しない第三者に開示・漏えいしてはならない。

(協議事項)

第5条 本協定に定めのない事項および本協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲および乙は誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年1月30日

(甲) 北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地
新篠津村
新篠津村長

(乙) 北海道札幌市厚別区大谷地東2丁目5-60
株式会社レバンガ北海道
代表取締役社長